



# 金 沢 市 公 報

第 2 8 8 2 号

平成28年(2016年)10月21日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金 沢 市 役 所

◎ 目 次	ページ	
<b>●告 示</b>		
○自転車等を移動し、保管したことについて (歩ける環境推進課)	1	○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支 援するための法律の規定に基づく指定自立支 援医療機関の指定の更新について ( " ) 5
○自転車等を撤去し、保管したことについて ( " )	2	○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支 援するための法律の規定に基づく指定自立支 援医療機関の指定の辞退について ( " ) 5
○地縁による団体の告示された事項の変更につ いて (市民協働推進課)	3	○道路の供用の開始について (道路管理課) 5
○生活保護法等の規定に基づく指定医療機関の 事業の廃止について (生活支援課)	3	<b>●公 告</b>
○身体障害者福祉法の規定に基づく診断を担当 させる医師の指定について (障害福祉課)	4	○予防接種を行うことについて (2件) (健康政策課) 5
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支 援するための法律の規定による事業者の指定 について ( " )	4	<b>●農業委員会告示</b>
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支 援するための法律の規定に基づく指定自立支 援医療機関の指定について ( " )	4	○平成28年第10回金沢市農業委員会総会の招集 について (農業委員会事務局) 8
		<b>●公営企業告示</b>
		○公共下水道の供用及び終末処理場による下水 の処理の開始について (建 設 課) 8

## 告 示

### ●金沢市告示第299号

金沢市自転車等駐車場条例(平成3年条例第1号)第11条第1項(同条例第17条第3項において準用する場合を含む。)の規定により自転車等を移動し、保管したので、金沢市自転車等駐車場条例施行規則(平成3年規則第3号)第7条(同規則第13条において準用する場合を含む。)の規定により次のとおり告示します。

平成28年10月21日

金沢市長職務代理者

金沢市副市長 丸 口 邦 雄

- 移動し、保管した自転車等が駐車してあった駐車場又は暫定自転車等駐車場の名称  
 金沢市営金沢駅第1自転車駐車場  
 金沢市営金沢駅第2自転車駐車場  
 金沢市営金沢駅第3自転車駐車場  
 金沢市営金沢駅東自転車駐車場  
 金沢市営金沢駅西広場地下自転車駐車場  
 金沢市営本町2丁目自転車駐車場  
 金沢市営西金沢駅東自転車駐車場  
 金沢市営西金沢駅西自転車駐車場  
 金沢市営東金沢駅東自転車駐車場  
 金沢市営東金沢駅西自転車駐車場  
 金沢市営森本駅東第1自転車駐車場  
 金沢市営森本駅西自転車駐車場

- 金沢市営野町駅前自転車駐車場
- 金沢市営金石バス停前自転車駐車場
- 金沢市営矢木1丁目自転車駐車場
- 金沢市営十間町自転車駐車場
- 金沢市営香林坊自転車駐車場
- 金沢市営柿木畠自転車駐車場
- 金沢市営片町広場自転車駐車場
- 金沢市営兼六園下暫定自転車駐車場
- 金沢市営武蔵自転車駐車場
- 金沢市営金沢駅西暫定自転車駐車場
- 金沢市営豎町自転車駐車場
- 金沢市営此花町自転車駐車場
- 金沢市営香林坊せせらぎ通り暫定自転車駐車場

2 移動し、保管した自転車等の台数

- 自転車 174台
- 原動機付自転車 2台

3 自転車等を移動し、保管した日

平成28年9月1日から同月30日まで

4 移動し、保管した自転車等の返還を申し出る場所

金沢市此花町3番2号  
公益財団法人金沢まちづくり財団

5 移動し、保管した自転車等を返還する日時及び場所

日時 平成28年10月21日から平成29年1月20日まで  
午前10時から午後7時まで  
場所 金沢市問屋町2丁目95番地  
金沢市自転車等保管庫

●金沢市告示第300号

金沢市自転車等の駐車対策及び放置防止に関する条例（平成6年条例第45号）第6条第2項及び第7条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第9条第1項の規定により次のとおり告示します。

平成28年10月21日

金沢市長職務代理者

金沢市副市長 丸 口 邦 雄

1 撤去し、保管した自転車等を撤去した場所及び台数

撤去し、保管した自転車等を撤去した場所	撤去し、保管した自転車等の台数			
金沢駅前自転車等放置禁止区域	自	転	車	3台
香林坊地区自転車等放置禁止区域	自	転	車	1台
西金沢駅前自転車等放置禁止区域	自	転	車	3台
片町地区自転車等放置禁止区域	自	転	車	5台
豎町地区自転車等放置禁止区域	自	転	車	1台
安江町地内	自	転	車	2台
西念4丁目地内	自	転	車	1台
大桑2丁目地内	自	転	車	1台
木越町地内	自	転	車	1台
長土塀2丁目地内	自	転	車	4台
吉原町地内	自	転	車	1台
松村5丁目地内	自	転	車	8台

木ノ新保町地内	自 転 車	1台
天神町1丁目地内	自 転 車	1台
東山1丁目地内	自 転 車	2台
糸田新町地内	自 転 車	1台
窪1丁目地内	原 動 機 付 自 転 車	1台
戸水1丁目地内	自 転 車	1台
片町1丁目地内	自 転 車	1台
菊川1丁目地内	自 転 車	1台
問屋町1丁目地内	自 転 車	1台
新神田3丁目地内	自 転 車	1台
広坂2丁目地内	自 転 車	1台
長田町地内	自 転 車	3台

- 2 撤去し、保管した自転車等を撤去し、保管した日  
平成28年9月1日から同月30日まで
- 3 撤去し、保管した自転車等を返還する期間及び場所
- (1) 期間  
平成28年10月21日から平成29年4月20日まで
- (2) 場所  
金沢市問屋町2丁目95番地  
金沢市自転車等保管庫

#### ●金沢市告示第301号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により地縁による団体の告示された事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示します。

平成28年10月21日

金沢市長職務代理者

金沢市副市長 丸 口 邦 雄

区 分	変更事項	変 更 前	変 更 後	変更年月日
小豆沢町町 会	主たる事務 所の所在地	金沢市小豆沢町二187番地	金沢市小豆沢町二180番地	平成28年4月1日
	代表者の氏 名及び住所	前田 悟 金沢市小豆沢町二187番地	下村 充 金沢市小豆沢町二180番地	

#### ●金沢市告示第302号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により指定医療機関から当該指定医療機関の事業を廃止した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により次のとおり告示します。

平成28年10月21日

金沢市長職務代理者

金沢市副市長 丸 口 邦 雄

名 称	所 在 地	廃止年月日
中央通町あおぞら薬局	金沢市中央通町9番20号	平成28年8月31日

●金沢市告示第303号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定により診断を担当する医師として次のとおり指定したので、金沢市身体障害者福祉法施行細則（平成8年規則第63号）第2条の規定により告示します。

平成28年10月21日

金沢市長職務代理者

金沢市副市長 丸 口 邦 雄

医療機関の名称	所在地	診療科目	医師の氏名	指定年月日
石川県立中央病院	金沢市鞍月東2丁目1番地	脳神経外科	渡邊 卓也	平成28年9月21日
石川県立中央病院	金沢市鞍月東2丁目1番地	内科	黒川 浩司	平成28年9月21日
石川県立中央病院	金沢市鞍月東2丁目1番地	内科	鈴木 康倫	平成28年9月21日
石川県立中央病院	金沢市鞍月東2丁目1番地	内科	山田 真也	平成28年9月21日
石川県立中央病院	金沢市鞍月東2丁目1番地	内科	竹村 健一	平成28年9月21日
石川県立中央病院	金沢市鞍月東2丁目1番地	内科	辻 重継	平成28年9月21日
石川県立中央病院	金沢市鞍月東2丁目1番地	内科	松永 和大	平成28年9月21日
石川県立中央病院	金沢市鞍月東2丁目1番地	内科	吉田 尚弘	平成28年9月21日
石川県立中央病院	金沢市鞍月東2丁目1番地	内科	辻 国広	平成28年9月21日
石川県立中央病院	金沢市鞍月東2丁目1番地	内科	吉光 雅志	平成28年9月21日
石川県立中央病院	金沢市鞍月東2丁目1番地	内科	竹田 康人	平成28年9月21日
石川県立中央病院	金沢市鞍月東2丁目1番地	内科	川崎 梓	平成28年9月21日
石川県立中央病院	金沢市鞍月東2丁目1番地	内科	太田 亮介	平成28年9月21日

●金沢市告示第304号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第51条の規定により告示します。

平成28年10月21日

金沢市長職務代理者

金沢市副市長 丸 口 邦 雄

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象者	指定年月日
1710104579	特定非営利活動法人サポート24 就労移行支援事業所	金沢市泉本町5丁目28番地	特定非営利活動法人サポート24	金沢市東山3丁目11番14号	就労移行支援	軽度の身体障害者（肢体不自由、聴覚・言語、内部障害） 知的障害者 精神障害者	平成28年10月1日

●金沢市告示第305号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により次の医療機関を指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）として指定したので、同法第69条の規定により告示します。

平成28年10月21日

金沢市長職務代理者

金沢市副市長 丸 口 邦 雄

名 称	所 在 地	指定年月日
香林坊あおぞら薬局	金沢市片町1丁目1番1号	平成28年10月1日
ウエルシア薬局金沢三池店	金沢市三池栄町312番地	平成28年10月1日
ウエルシア薬局金沢有松店	金沢市有松4丁目13番13号	平成28年10月1日

●金沢市告示第306号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）として次のとおり指定の更新をしたので、同法第69条の規定により告示します。

平成28年10月21日

金沢市長職務代理者

金沢市副市長 丸 口 邦 雄

名 称	所 在 地	指定更新年月日
クスリのアオキ暁薬局	金沢市暁町20番6号	平成28年10月1日
クスリのアオキ長坂薬局	金沢市長坂3丁目1番35号	平成28年10月1日
泉が丘あおぞら薬局	金沢市弥生3丁目3番19号	平成28年10月1日
末町明德薬局	金沢市末町16の21番地3	平成28年10月1日

●金沢市告示第307号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第65条の規定により次の医療機関から同法第54条第2項の規定により指定された指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）を辞退する旨の届出があったので、同法第69条の規定により告示します。

平成28年10月21日

金沢市長職務代理者

金沢市副市長 丸 口 邦 雄

名 称	所 在 地	辞退年月日
香林坊あおぞら薬局	金沢市片町1丁目1番30号	平成28年7月31日

●金沢市告示第308号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始します。

なお、その区間を表示した図面は、金沢市土木局道路管理課において平成28年10月21日から同年11月4日まで一般の縦覧に供します。

平成28年10月21日

金沢市長職務代理者

金沢市副市長 丸 口 邦 雄

路 線 名	区 間	供用開始日
新神田1丁目線 3号	新 神 田 2 丁 目 4 番 2 先から	平成28年10月30日
	神 田 1 丁 目 381番 2 先まで	
神田1丁目線 4号	神 田 1 丁 目 381番 2 先から	平成28年10月30日
	神 田 1 丁 目 380番 先まで	

公 告

予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定によるA類疾病の予防接種を行うので、予防接種法施行令

(昭和23年政令第197号)第4条第1項本文及び第5条の規定により次のとおり公告します。

平成28年10月21日

金沢市長職務代理者

金沢市副市長 丸 口 邦 雄

1 予防接種の種類、予防接種の対象者の範囲並びに予防接種を行う期間及び場所

予防接種の種類	予防接種の対象者の範囲	予防接種を行う期間	予防接種を行う場所
麻しん風しん第1期	生後12月から生後24月に至るまでの間にある者	平成28年10月21日から 平成29年3月31日まで	別表のとおり
麻しん風しん第2期	5歳以上7歳未満の者であって小学校就学の始期に達する日の1年前の日から当該始期に達する日の前日までの間にあるもの		
ジフテリア・百日せき・不活化ポリオ・破傷風第1期	生後3月から生後90月に至るまでの間にある者		
ジフテリア・破傷風第2期	11歳以上13歳未満の者		
日本脳炎第1期	生後6月から生後90月に至るまでの間にある者 平成7年4月2日から平成19年4月1日までの間に生まれた者であって20歳未満のもの 平成19年4月2日から平成21年10月1日までの間に生まれた者であり、かつ、日本脳炎第1期の予防接種が終了していない者であって9歳以上13歳未満のもの		
日本脳炎第2期	9歳以上13歳未満の者 平成7年4月2日から平成19年4月1日までの間に生まれた者であって9歳以上20歳未満のもの		
麻しん第1期	生後12月から生後24月に至るまでの間にある者		
麻しん第2期	5歳以上7歳未満の者であって小学校就学の始期に達する日の1年前の日から当該始期に達する日の前日までの間にあるもの		
風しん第1期	生後12月から生後24月に至るまでの間にある者		
風しん第2期	5歳以上7歳未満の者であって小学校就学の始期に達する日の1年前の日から当該始期に達する日の前日までの間にあるもの		
結核（BCG）	生後3月から生後12月に至るまでの間にある者		
小児用肺炎球菌	生後2月から生後60月に至るまでの間にある者		
インフルエンザ菌b型	生後2月から生後60月に至るまでの間にある者		
水痘	生後12月から生後36月に至るまでの間にある者		
B型肝炎	平成28年4月1日以後に生まれた者であって1歳に至るまでの間にあるもの		

2 予防接種を受けることが適当でない者

- (1) 明らかな発熱を呈している者
- (2) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
- (3) 当該疾病に係る予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことがあることが明らかな者
- (4) 麻しん及び風しんに係る予防接種の対象者にあつては、妊娠していることが明らかな者

- (5) HBs抗原陽性の者の胎内又は産道においてB型肝炎ウイルスに感染したおそれのある者であって、抗HBs人免疫グロブリンの投与に併せて組換え沈降B型肝炎ワクチンの投与を受けたことのあるもの
- (6) (1)から(4)までに掲げる者のほか、予防接種を行うことが不適當な状態にある者
- 3 長期にわたる疾患のため予防接種の対象者であった間に予防接種を受けることができなかった場合
 

予防接種の対象者であった者であって、当該予防接種の対象者であった間に、長期にわたり療養を必要とする疾病で予防接種法施行令第1条の3第2項の厚生労働省令で定めるものにかかったことその他の同項の厚生労働省令で定める特別の事情があることにより当該予防接種を受けることができなかったと認められるものについては、当該特別な事情がなくなった日から起算して2年を経過する日までの間、予防接種を受けることができる。ただし、ジフテリア・百日せき・不活化ポリオ・破傷風第1期にあつては15歳に達するまで、結核（BCG）にあつては4歳に達するまで、小児用肺炎球菌にあつては6歳に達するまで、インフルエンザ菌b型にあつては10歳に達するまでの間にある場合に限る。

別表

予防接種を行う 医師の氏名	予 防 接 種 を 行 う 主 た る 場 所	
	医 療 機 関 名	所 在 地
齊藤 剛克	南ヶ丘病院	金沢市馬替2丁目125番地
岡田 直樹	公立羽咋病院	羽咋市市場町松崎24番地

予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定によるB類疾病の予防接種を行うので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項本文及び第5条の規定により、次のとおり公告します。

平成28年10月21日

金沢市長職務代理者

金沢市副市長 丸 口 邦 雄

1 予防接種の種類、予防接種の対象者の範囲並びに予防接種を行う期間及び場所

予防接種の種類	予防接種の対象者の範囲	予防接種を行う期間	予防接種を行う場所
インフルエンザ	(1) 65歳以上の者 (2) 60歳以上65歳未満の者であつて、予防接種法施行規則（昭和23年厚生省令第36号）第2条の2に規定する者	平成28年10月21日から 平成29年1月6日まで	別表のとおり
肺炎球菌感染症 (高齢者がかかるものに限る。)	(1) 平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳又は100歳となる者 (2) 60歳以上65歳未満の者であつて、予防接種法施行規則第2条の3に規定する者	平成28年10月21日から 平成29年3月31日まで	

2 予防接種を受けることが適當でない者

- (1) 当該予防接種に相当する予防接種を受けたことのある者で、当該予防接種を行う必要がないと認められるもの
- (2) 明らかな発熱を呈している者
- (3) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
- (4) 当該疾病に係る予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことがあることが明らかな者
- (5) 予防接種で接種後2日以内に発熱のみられた者及び全身性発疹等のアレルギーを疑う症状のみられた者
- (6) 肺炎球菌感染症に係る予防接種にあつては、当該疾病に係る法第5条第1項の規定による当該予防接種を受けたことのある者
- (7) (1)から(6)までに掲げる者のほか、予防接種を行うことが不適當な状態にある者

3 長期にわたる疾患のため予防接種の対象者であった間に予防接種を受けることができなかった場合

肺炎球菌感染症（高齢者がかかるものに限る。）の定期的予防接種の対象者であった者であつて、当該予防接種の対象者であった間に、長期にわたり療養を必要とする疾病で予防接種法施行令第1条の3第2項の厚生労働省令で定めるものにかかったことその他の同項の厚生労働省令で定める特別の事情があることにより当該予防接種を受

けることができなかつたと認められるものについては、当該特別な事情がなくなった日から起算して1年を経過する日までの間、予防接種を受けることができる。

別表

予防接種を行う 医師の氏名	予 防 接 種 を 行 う 主 た る 場 所	
	医 療 機 関 名	所 在 地
五十嵐 峻	金沢市立病院	金沢市平和町3丁目7番3号
引地 俊文	金沢赤十字病院	金沢市三馬2丁目251番地
木村 寛仲	きむら尾張町クリニック	金沢市尾張町2丁目6番2号
細川 晃平 波多野 都 中尾 将治	恵寿金沢病院	金沢市下新町6番26号
藤井 瑞枝	金沢医科大学病院	河北郡内灘町大学1丁目1番地

## 農 業 委 員 会 告 示

### ●金沢市農業委員会告示第11号

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第27条第1項の規定により平成28年第10回金沢市農業委員会総会を招集し、金沢市農業委員会会議規則（昭和36年農業委員会規則第3号）第3条第1項の規定により次のとおり告示します。

平成28年10月21日

金沢市農業委員会  
会長 朝 倉 忍

- 1 日時  
平成28年10月26日午後3時
- 2 場所  
金沢市議会全員協議会室
- 3 議案
  - (1) 農地法（昭和27年法律第229号）第3条第1項に規定する許可の申請について
  - (2) 農地法第4条第1項に規定する許可の申請に対する意見決定について
  - (3) 農地法第5条第1項に規定する許可の申請に対する意見決定について
  - (4) 土地改良法（昭和24年法律第195号）第52条第8項に規定する同意書について
  - (5) 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について
  - (6) 非農地証明願について

## 公 営 企 業 告 示

### ●金沢市公営企業告示第29号

公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理を開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定により、次のとおり告示します。

なお、関係図面は、金沢市企業局建設部建設課において、一般の縦覧に供します。

平成28年10月21日

金沢市公営企業管理者 桶 川 秀 志

- 1 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する年月日  
平成28年11月1日
- 2 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する区域  
副都心北部直江土地区画整理事業地の一部
- 3 供用を開始する排水施設の位置



縦覧に供する関係図面において表示する。

- 4 当該公共下水道の終末処理場の位置及び名称  
位置 金沢市湊3丁目5番地8  
名称 臨海水質管理センター
- 5 供用を開始する排水施設の合流式又は分流式の別  
分流式

平成28年(2016年)10月21日 印刷  
平成28年(2016年)10月21日 発行  
定価 120円

発行人  
発行所  
印刷所 石川県金沢市玉鉾4丁目166番地

金 沢 市  
金 沢 市 役 所  
(株) 共 栄